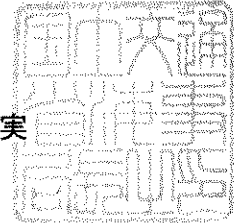




国海査第169号の2  
平成29年8月8日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
会長 木下 和彦 殿

国土交通省 海事局長  
蒲 生 篤 実



型式承認試験基準の廃止及び制定について

標記について、船舶等型式承認規則第6条第1項の規定に基づく型式承認試験のための基準を下記のとおり廃止及び制定しましたので、ご連絡いたします。

記

1. 平成22年4月8日付け国海査第7号による「電子海図情報表示装置の型式承認試験基準」（以下「旧基準」という。）を廃止します。
2. 「電子海図情報表示装置の型式承認試験基準」（以下「新基準」という。）を別紙のとおり制定します。
3. 新基準は、平成29年8月8日から施行します。
4. なお、製造事業者の移行のための準備期間を考慮し、既に旧基準により型式承認を取得している物件については、平成29年8月31日までの間は改正前の型式承認試験基準に基づく検定を行うこととします。
5. また、施行日前に型式承認又は型式の変更の承認の申請が行われた物件については、旧基準に従い型式承認試験又は型式変更承認試験を行うことができることとします。

